



2005年7月29日 第2005-72号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

衆議院 厚生労働委員会で労働安全衛生法等改正案を審議

7月27日、衆議院厚生労働委員会において労働安全衛生法等改正案の審議が行われました。与党質問に続き、民主党の城島正光議員、内山晃議員、中根康浩議員、岡本充功議員、水島広子議員、社民党の阿部知子議員らが質問に立ち、月100時間を超える時間外労働を行った場合の医師の面接指導、「年間総実労働時間1800時間」目標の位置づけ、メンタルヘルス対策やアスベスト問題への対応を中心に審議が行われました。次回は、7月29日に審議予定です。主な質疑は次の通りです。

アスベストに関して民主党は修正案検討

【民主・城島議員】労働時間の現状を踏まえれば、一般労働者については年間総実労働時間1800時間という国としての目標を示すべき。また、医師による面接指導について、月100時間を超える場合でも、本人の申し出を要件としているのは問題。労働基準法第41条の管理監督者の場合はどうなるのか。また、アスベスト被爆による労災の時効はどうなるか。できないのであれば、民主党は修正案を提出したい。政治の決断の問題だ。

【厚労省・青木労働基準局長】法改正後、指針において具体的な数値目標を示すか否かについては、審議会において引き続き議論いただく。本人の申し出は、疲労が蓄積していることを確認する手段。申し出がなくとも必要な措置を講ずるよう事業主には指導する。管理監督者は、本人の申し出により面接指導の対象となる。アスベストに関しては、通達や行政解釈では労災の時効を変更することはできない。

面接中の賃金は事業者負担が望ましい

【民主・内山議員】複数就業者の通勤災害補償給付の関係はどうか。また、医師による面接指導を受けている間の労働者の賃金の支払いはどうか。

【厚労省・青木労働基準局長】企業の兼業禁止規定に違反しても今回の改正で保護の対象となる。面接指導の費用は事業者が負担するものの、法律上は面接指導中の賃金の支払いは担保されていない。ただし、事業者が負担することが望ましい。

その他、民主党からは中根議員が、時短に関連してホワイトカラー・イグゼンプションについて質問。アメリカ型ホワイトカラー・イグゼンプションを参考とした研究に対し警鐘を鳴らしました。また、水島議員は、メンタルヘルス対策について質問。メンタル不調となった労働者自らが長時間労働により医師による面接指導を求めることは考えにくく、家族による申出により同様の効果を得られるようにすべきではないかとの質問に対して、青木局長より、「家族の気づき」は重要であり、新たなメンタルヘルスの指針の中に盛り込んで行きたいとの答弁を引き出しました。

最後に質問に立った社民党の阿部議員は周辺住民のアスベスト被害について触れ、住民が大臣にお会いしたいと望んでいる旨を伝えたところ、尾辻大臣は、いつでも住民にお会いしたいと答弁しました。